

E i w a N e w s

〔消費税〕
適格請求書発行事業者の登録制度について

令和4年6月
(No. 203)

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入されます。これに伴い、令和3年10月1日から適格請求書を交付できる適格請求書発行事業者となるための申請が開始されています。

今回は、適格請求書発行事業者の登録制度及びインボイス制度における口座振替・口座振込による支払についてご紹介いたします。

〔1〕 適格請求書発行事業者の登録制度について

インボイス制度の実施後は、簡易課税制度の選択をしている場合を除き、仕入税額控除を行うためには、仕入先が発行した適格請求書(インボイス)の保存が必要となります。

インボイスは、課税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けることにより発行できるようになります。適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

登録申請書は郵送だけでなく、e-Taxを利用して提出することができ、個人事業者の場合はスマートフォンでも手続きが可能です。

インボイス制度が導入される令和5年10月1日から登録を受けようとする事業者は、原則、令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

また、消費税の免税事業者は登録することができず、適格請求書発行事業者になるためには、消費税の課税事業者を選択する必要があります。つまり、適格請求書発行事業者はインボイス制度開始後に免税事業者となることはありません。免税事業者が登録した場合は、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられており、当面は登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

なお、登録申請書を提出してから登録通知までの期間は、e-Tax提出の場合は約2週間、書面提出の場合は約1か月となっております。

〔2〕 簡易課税制度を選択する場合

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合は、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。この経過措置の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した時は、その課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件とはなりません。

[3] 「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」での公表

適格請求書発行事業者の情報は、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」において公表されます。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」では、交付を受けた請求書等に記載された登録番号を基にして検索する方法により、適格請求書発行事業者の以下の公表情報等を確認することができます。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ②法人については本店又は主たる事務所の所在地
- ③特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
- ④登録番号
- ⑤登録年月日
- ⑥登録取消年月日、登録失効年月日

なお、適格請求書発行事業者の氏名又は名称、法人の本店所在地などの事項に変更があった場合には、「適格請求書発行事業者登記簿の登載事項変更届出書」を提出する必要がある、これにより、適格請求書発行事業者登記簿の情報及び公表情報が変更されます。

[4] 登録番号

登録番号の構成は次のとおりです。

- ①法人番号を有する課税事業者は、「T」+法人番号（数字13桁）
- ②①以外の課税事業者（個人事業者等）は「T」+数字13桁

※13桁の数字にはマイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

なお、通知を受けた適格請求書発行事業者の登録番号は変更することができません。

[5] 口座振替・口座振込による支払

通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要になります。

なお、口座振替や口座振込による支払の場合は、適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）や銀行が発行した振込金受取書を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、令和5年9月30日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。